

2019年 6 月 12 日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目5番6号
株 式 会 社 J F L A ホ ー ル デ ィ ン グ ス
代 表 取 締 役 社 長 檜 垣 周 作
(コード番号 3069 J A S D A Q)

招集通知記載事項の訂正について

当社「第 13 回定時株主総会招集ご通知」の記載事項に訂正すべき事項がございましたので、
ここにお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正のご連絡をさせていただきます。

記

1. 訂正箇所

(1) 「第 13 回定時株主総会招集ご通知」 7 ページ

重要な子会社の状況における、Sushi Bar Atari-Ya Limited、株式会社アルテゴ及び株式会社十徳の資本金の額

(2) 同 11 ページ

使用人の状況における使用人数及び前連結会計年度末比増減

(3) 同 12 ページ

大株主（上位 10 名）における、株式会社神明ホールディングスの社名

(4) 同 15 ページ

責任限定契約の内容の概要

(5) 同 42 ページ

株主総会参考書類「第 1 号議案 取締役 7 名選任の件」における候補者番号 6. 西澤淳の略歴

(6) 同 43 ページ

注記の番号等

(7) 同 44 ページ

誤字の訂正

2. 訂正内容（訂正箇所に下線__を付しております。）

(1) <訂正前>

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

② 重要な子会社の状況（2019 年 3 月 31 日現在）

名 称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
Sushi Bar Atari-Ya Limited	<u>1,000</u> 英ポンド	100.0	飲食店の運営及び水産物等の小売事業
株式会社アルテゴ	<u>175,000</u> 千円	96.0	飲食店舗の運営等
株式会社十徳	<u>500</u> 千円	98.8	飲食店舗の運営等

<訂正後>

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

② 重要な子会社の状況 (2019年3月31日現在)

名 称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
Sushi Bar Atari-Ya Limited	<u>601,000</u> 英ポンド	100.0	飲食店の運営及び水産物等の小売事業
株式会社アルテゴ	<u>100,000</u> 千円	96.0	飲食店舗の運営等
株式会社十徳	<u>1,269</u> 千円	98.8	飲食店舗の運営等

(2) <訂正前>

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
<u>1,893</u> (1,808) 名	<u>742</u> (921) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

<訂正後>

(7) 使用人の状況 (2019年3月31日現在)

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
<u>2,041</u> (1,163) 名	<u>890</u> (276) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(3) <訂正前>

(1) 株式の状況

④大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 神 明	2,926,000	6.98

<訂正後>

(1) 株式の状況

④大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社神明ホールディングス	2,926,000	6.98

(4) <訂正前>

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社社外取締役は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役については、いずれも 5 百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

当社と各社外監査役は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各監査役については、いずれも 1 百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

<訂正後>

当社と各社外取締役は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役については、いずれも 5 百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

当社と各社外監査役は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外監査役については、いずれも 1 百万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

(5) <訂正前>

株主総会参考書類「第 1 号議案 取締役 7 名選任の件」における候補者番号 6. 西澤 淳の略歴

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	にし さわ じゅん 西 澤 淳 (1975 年 6 月 27 日)	1998年 4 月 オムロンマーケティング株式会社 2006年 9 月 阪神酒販株式会社 2007年 4 月 阪神酒販株式会社 取締役マーケティング部長 2010年 3 月 株式会社マインマート 代表取締役 大酒販株式会社 代表取締役社長 2012年12月 小林産業株式会社 代表取締役社長 2015年 3 月 株式会社モミアンドトイ・エンターテイメント(現株式会社M & T) 代表取締役会長 2016年 2 月 ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社 取締役 管理本部管掌 盛田株式会社 取締役 (現任) 株式会社アルカン 取締役 (現任) 2016年 3 月 Asrapport Dining USA 取締役 (現任) 2016年 7 月 東洋商事株式会社 代表取締役社長 (現任) 2016年12月 ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社 取締役 管理本部長 兼 マーケティング本部長 (現任) 2018年 6 月 当社 取締役 (流通事業兼マーケティング担当) (現任) 2019年 3 月 ASRAPPORT France SAS 取締役 (現任)	一 株

		(重要な兼職の状況) 盛田株式会社 取締役 株式会社アルカン 取締役 東洋商事株式会社 代表取締役社長 ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社 取締役	
--	--	---	--

<訂正後>

株主総会参考書類「第1号議案 取締役7名選任の件」における候補者番号6. 西澤 淳の略歴

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び 担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
6	にし さわ じゅん 西 澤 淳 (1975年6月27日)	1998年4月 オムロンマーケティング株式会社 2006年9月 阪神酒販株式会社 2007年4月 阪神酒販株式会社 取締役マーケティング部長 2010年3月 株式会社マインマート 代表取締役 大酒販株式会社 代表取締役社長 2012年12月 小林産業株式会社 代表取締役社長 2015年3月 株式会社モミアンドトイ・エンターテイメント(現株式会社M & T) 代表取締役会長 2016年2月 ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社 取締役 管理本部管掌 盛田株式会社 取締役(現任) 株式会社アルカン 取締役(現任) 2016年3月 Asrapport Dining USA 取締役(現任) 2016年7月 東洋商事株式会社 代表取締役社長(現任) 2016年12月 ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社 取締役 管理本部長 兼 マーケティング本部長 2018年6月 当社 取締役(流通事業兼マーケティング担当)(現任) 2019年2月 <u>ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社 取締役</u> <u>マーケティング本部長(現任)</u> 2019年3月 ASRAPPORT France SAS 取締役(現任) (重要な兼職の状況) 盛田株式会社 取締役 株式会社アルカン 取締役 東洋商事株式会社 代表取締役社長 ジャパン・フード&リカー・アライアンス株式会社 取締役	— 株

(6) <訂正前>

注記の番号等

- (注) 8. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、宇野友三郎氏と会社法第427条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づき責任限定額は、金5百万円または会社法425条1項に定める最低責任限定額のいずれか高い額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。
14. 香本明彦氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこともありません。
14. 香本明彦氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
15. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、香本明彦氏と会社法第427条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づき責任限定額は、金5百万円または会社法425条1

項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。

16. 香本明彦氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
17. 香本明彦氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

＜訂正後＞

注記の番号等

- (注) 8. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、宇野友三郎氏と会社法第427条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づき責任限度額は、金5百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。
14. 香本明彦氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこともありません。
15. 香本明彦氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
16. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、香本明彦氏と会社法第427条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づき責任限度額は、金5百万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。
17. 香本明彦氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
18. 香本明彦氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

(7) ＜訂正前＞

誤字の訂正

第2号議案 資本準備金の額の減少の件

今後の資本政策上の機動性及び柔軟性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額の全額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

本件は、当社貸借対照表の「純資産の部」における勘定科目間の振替処理であり、純資産額に変動を生じるものではなく、また、株主の皆様のご所有株主数に影響を与えるものではありません。

＜訂正後＞

誤字の訂正

第2号議案 資本準備金の額の減少の件

今後の資本政策上の機動性及び柔軟性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の額の全額を減少させ、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

本件は、当社貸借対照表の「純資産の部」における勘定科目間の振替処理であり、純資産額に変動を生じるものではなく、また、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではありません。

以上